

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 相談支援専門員 1名
2. 雇用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
(業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります)
3. 業務内容 (雇入れ直後)
基幹相談支援センター運営業務全般
(障がいのある方への相談支援、身体・知的・精神障がい者の個別支援計画の作成等)
(変更の範囲)
社会福祉協議会の業務全般
4. 勤務地 (雇入れ直後)
大阪狭山市基幹相談支援センター
大阪狭山市狭山1丁目862番地の5 市役所南館内
(変更の範囲)
大阪狭山市社会福祉協議会、指定管理施設
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人
①相談支援従事者(初任者又は現任)研修を終了している者
②相談支援専門員として就労経験がある者
③普通自動車免許(AT限定可)
6. 勤務条件等
○給与 255,000円(月額)
このほか、通勤手当・時間外勤務手当の諸手当がそれぞれの規則に応じて支給
○勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時15分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
○社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
○その他 大阪狭山市社会福祉協議会職員就業規則によるものとする。
7. 試験方法 小論文・面接試験
※小論文については、
テーマ「障がい者に対する地域包括ケア」について
(400字詰原稿用紙2枚以内)
・小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出してください。
・小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っ
ていただいても結構です。(パソコン入力可)
8. 面接試験日及び場所
○日時 応募者と相談
○場所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター
(さつき荘)
大阪狭山市今熊1-85
9. 合否通知 試験実施後10日前後
(全受験者に対し、合否にかかわらず通知します)

10. 採用 令和7年4月1日 嘱託採用

※試用期間は、採用日より3ヶ月間

※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は採用を取消すことがあります。

11. 受験手続

○受付期間 随時募集

○提出書類 (1) 履歴書(写真貼付)

(2) 職務経歴書

(3) 小論文

(4) 資格証のコピー

12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会 (担当：古根川・津田)

〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目85番地

TEL 072-367-1761